

4. 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	平成24年度末要約貸借対照表	平成25年度中間会計期間末
		(平成25年3月31日現在)	(平成25年9月30日現在)
		金額	金額
( 資 産 の 部 )			
現 金 及 び 預 貯 金		502,956	381,762
コ ー ル ロ ー ン		203,900	164,100
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		150,709	144,007
買 入 金 銭 債 権		756,320	620,295
有 価 証 券		42,274,197	43,425,501
(うち国債)		(16,543,499)	(17,011,717)
(うち地方債)		(1,586,508)	(1,546,675)
(うち社債)		(3,092,231)	(3,122,568)
(うち株式)		(6,917,409)	(7,389,628)
(うち外国証券)		(13,556,511)	(13,542,074)
貸 付 金		8,581,801	8,590,711
保 険 約 款 貸 付		835,460	808,183
一 般 貸 付		7,746,341	7,782,527
有 形 固 定 資 産		1,676,301	1,650,531
無 形 固 定 資 産		184,990	179,451
再 保 険 資 産		222	64
そ の 他 資 産		530,894	536,981
支 払 承 諾 見 込 金		29,233	26,175
貸 倒 引 当 金		△8,704	△8,018
資 産 の 部 合 計		54,882,824	55,711,562
( 負 債 の 部 )			
保 険 契 約 準 備 金		47,470,205	48,192,965
支 払 準 備 金		203,848	188,748
責 任 準 備 金		46,161,263	46,845,957
社 員 配 当 準 備 金		1,105,093	1,158,260
再 保 険		271	181
社 会 債 権		157,040	157,040
そ の 他 負 債		2,147,917	1,707,959
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金		1,212,021	1,025,226
未 払 法 人 税 等		45,091	88,275
リ ー ス 債 務		4,262	3,765
資 産 除 去 債 務		2,035	2,019
そ の 他 負 債		884,505	588,672
役 員 賞 給 与 引 当 金		52	16
退 職 給 付 引 当 金		433,184	393,187
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		4,374	4,239
ボ イ ン ト 引 当 金		9,564	12,121
価 格 変 動 準 備 金		427,529	586,105
繰 延 税 金 負 債		123,652	224,409
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		129,132	129,404
支 払 承 諾		29,233	26,175
負 債 の 部 合 計		50,932,158	51,433,805
( 純 資 産 の 部 )			
基 金 償 却 積 立 金		300,000	250,000
基 金 再 評 価 積 立 金		950,000	1,000,000
剰 余 金		651	651
損 失 填 補 準 備 金		350,577	248,926
そ の 他 剰 余 金		12,571	13,270
危 険 準 備 積 立 金		338,006	235,656
社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金		71,917	71,917
圧 縮 積 立 金		236	548
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金		34,666	42,693
別 段 積 立 金		—	33
中 間 未 処 分 剰 余 金		170	170
基 金 等 合 計		231,016	120,294
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,601,228	1,499,577
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		2,508,046	2,945,608
土 地 再 評 価 差 額 金		△74,128	△84,012
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△84,481	△83,417
純 資 産 の 部 合 計		2,349,436	2,778,179
純 資 産 の 部 合 計		3,950,665	4,277,757
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		54,882,824	55,711,562

(注) \* 平成24年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金は、当期末処分剰余金を示しております。

## 注記事項

(平成 25 年度中間会計期間末 中間貸借対照表)

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
  - ① 売買目的有価証券については、9 月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、9 月末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、9 月末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
    - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
  - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
    - (i) 建物  
定額法により行っております。
    - (ii) 上記以外  
定率法により行っております。
  - ロ リース資産
    - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
    - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間に基づく定額法により行っております。

なお、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主に定率法を採用していましたが、当中間期より、建物等については、定額法による方法に変更しております。

この変更は、従来の投資は取得・新築が多くを占めており、その使用方法等に対応した減価償却方法として定率法を採用してきたものの、近年、投資に占める取得・新築の割合は低下し、代わって不動産の陳腐化を抑制するリニューアル・改修の割合が相対的に高くなっていること、また、今般不動産のより計画的なリニューアルを推進するために全体リニューアル計画及びリニューアル工事仕様等の基準を整備したことから、今後は建物等のより長期安定的な使用が見込まれ、使用可能期間にわたり減価償却費を均等配分することが今後の有形固定資産の利用状況に即したものであると判断したことによるものであり、このための固定資産システム開発が当中間期に完了したことを契機に行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前中間純剰余が1,418百万円増加しております。

また、上記の全体リニューアル計画の整備にあたり、建物等の利用年数及び残存価額の調査を実施したため、減価償却方法の変更に合わせて、それらについてもより実態に即した見直しを行い、当中間期より一部の耐用年数及び残存価額を変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前中間純剰余が3,633百万円増加しております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、9月末日の為替相場又は9月末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

6.(1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

(2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は749百万円(担保・保証付債権に係る額294百万円)であります。

7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号)を平成 25 年度末より適用予定ですが、退職給付債務及び勤務費用の計算方法については、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する会計年度の期首から適用できることになったため、当中間期より、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しております。
- これに伴い、当中間期の期首の当期末処分剰余金が 24,705 百万円増加しております。また、当中間期の経常利益及び税引前中間純剰余は 779 百万円増加しております。
9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づき行っております。なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権・債務の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。
- ②ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。
15. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
16. 当中間期に係る法人税及び住民税並びに法人税等調整額は、当期に係る剰余金処分による圧縮積立金、社員配当準備金等の積立て及び取崩しを前提として計算しております。

17.(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	204,999	204,999	-
その他有価証券	204,999	204,999	-
買入金銭債権	620,295	662,101	41,805
責任準備金対応債券	592,135	633,941	41,805
その他有価証券	28,159	28,159	-
有価証券	42,063,267	43,721,572	1,658,305
売買目的有価証券	1,099,292	1,099,292	-
責任準備金対応債券	19,309,983	20,952,123	1,642,140
子会社株式及び関連会社株式	7,711	23,876	16,165
その他有価証券	21,646,280	21,646,280	-
貸付金(*3)	8,584,208	8,838,583	254,375
保険約款貸付	808,011	808,011	-
一般貸付	7,776,197	8,030,572	254,375
金融派生商品(*4)	(151,855)	(151,855)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,032)	(2,032)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(149,822)	(149,822)	-
社債(*3, *5)	(157,040)	(163,198)	(6,158)
債券貸借取引受入担保金(*5)	(1,025,226)	(1,025,226)	-

(\*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(\*2)当中間期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(\*3)金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金及び社債に含めて記載しております。

(\*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*5)社債及び債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

9月末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、9月末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと認められるため、帳簿価額を時価としております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

- イ 先物取引の市場取引の時価については、9月末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 株式オプション取引の時価については、取引相手の金融機関から入手した価格によっております。
- ハ 為替予約取引及び通貨オプション取引の時価については、取引相手の金融機関等より入手したTTM、割引レート等を基準として、当社で算定した価格によっております。
- ニ 金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価については、公表されている市場金利等を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値へ割り引いて算定した価格によっております。

④社債

9月末日の市場価格によっております。

⑤債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当中間期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 291,465 百万円、其他有価証券 1,070,767 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当中間期の損益に含まれた評価差額は 109,822 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当中間期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	585,412	627,305	41,893
	公社債	18,805,505	20,455,086	1,649,581
	外国証券	81,563	85,521	3,957
	小計	19,472,481	21,167,913	1,695,431
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	6,722	6,635	△87
	公社債	422,303	410,906	△11,397
	外国証券	610	608	△1
	小計	429,636	418,150	△11,486
合計		19,902,118	21,586,064	1,683,945

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	公社債	1,932,656	2,018,134	85,477
	株式	3,328,939	6,299,426	2,970,487
	外国証券	8,778,339	10,051,815	1,273,476
	その他の証券	544,447	593,888	49,441
	小計	14,584,383	18,963,266	4,378,882
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	205,000	204,999	△0
	買入金銭債権	28,166	28,159	△6
	公社債	100,359	97,453	△2,906
	株式	743,662	635,716	△107,945
	外国証券	1,948,066	1,908,539	△39,527
	その他の証券	44,423	41,304	△3,118
	小計	3,069,678	2,916,172	△153,505
合計	17,654,061	21,879,438	4,225,377	

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの1,070,767百万円は含めておりません。

当中間期において、時価のあるものにつき3,697百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として9月末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ9月末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、9月末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は以下のとおりであります。

- イ 9月末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄
- ロ 9月末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

18. 当中間期末における貸借等不動産の貸借対照表価額及び時価については、前期末に比して著しい変動はありません。

19.(1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は42,845百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は2,521百万円、延滞債権額は34,722百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は5,578百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は334百万円、延滞債権額は414百万円それぞれ減少しております。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は1,131,708百万円であります。

21. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,213,724百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

22. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当期首現在高	1,105,093百万円
ロ	前期剰余金よりの繰入額	167,172百万円
ハ	当中間期社員配当金支払額	126,513百万円
ニ	利息による増加額	12,508百万円
ホ	当中間期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ)	1,158,260百万円

23. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債であります。

24. 担保に供されている資産の額は、有価証券2,088,542百万円、土地252百万円、建物57百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,025,313百万円であります。

なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券1,340,349百万円及び受入担保金1,025,295百万円をそれぞれ含んでおります。

25. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。

26. 子会社等の株式及び出資金の総額は299,177百万円であります。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は3,261,135百万円であります。

28. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当中間期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は310,534百万円であります。

29. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は233,938百万円であります。

30. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は85,750百万円であります。

なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。



31. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日                      平成 14 年 3 月 31 日

再評価の方法                                  土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

32. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 178 百万円であります。